

## 議案第17号

### 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存

在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条—第2条の5） 第2章～第6章 略 附則  <u>（指定管理者による管理）</u> 第2条の2 <u>知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、市場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u> <u>（1） 別表に掲げる施設（以下「市場施設」という。）の利用の許可に関する業務</u> <u>（2） 市場施設の使用料の徴収及び収納に関する業務</u> <u>（3） 市場の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> <u>（4） 前3号に掲げるもののほか、市場の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）</u>	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章～第6章 略 附則

(指定管理者の選定の特例)

第2条の3 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定  
手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1  
項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第  
5条の規定によらず、市場の指定管理者の候補者を選定するも  
のとする。

(指定管理者の管理の期間)

第2条の4 指定管理者が第2条の2に規定する業務を行う期間  
は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年  
度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、  
当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定によ  
る期間の更新を妨げない。

(開場時間及び休場日)

第2条の5 市場の開場時間は、指定管理者があらかじめ知事の  
承認を得て定める。

2 市場の休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て

定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第1項の開場時間及び前項の休場日を臨時に変更することができる。

## 第2章 市場関係事業者

(仲卸業務の許可)

第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

## 第2章 市場関係事業者

(仲卸業務の許可)

第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

## 2 及び 3 略

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、指定管理者に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、指定管理者に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、指定管理者に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の掲示)

第31条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の指定管理者が別に定める場所に掲示するものとする。

(利用の許可)

## 2 及び 3 略

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、知事に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の掲示)

第31条 知事は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の知事が別に定める場所に掲示するものとする。

(利用の許可)

第36条 市場において、市場施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 市場の施設及び設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市場の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、市場の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

第36条 市場において、別表に掲げる施設（以下「市場施設」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第37条 何人も市場内においては、次の行為をしてはならない。

ただし、第1号に掲げる行為については、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

2 指定管理者は、前項本文の規定に違反した者に対しては、当該行為を制止し、又は市場からの退去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 指定管理者は、第1項ただし書の規定による承認を受けた利用者に対しては、市場施設の返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第38条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、

利用許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

別表（第2条の2、第39条関係） 略

(行為の制限等)

第37条 何人も市場内においては、次の行為をしてはならない。

ただし、第1号に掲げる行為については、前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

2 知事は、前項本文の規定に違反した者に対しては、当該行為を制止し、又は市場からの退去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第1項ただし書の規定による承認を受けた利用者に対しては、市場施設の返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(利用の許可の取消し)

第38条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第36条

の許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

別表（第36条、第39条関係） 略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の2の規定による指定及び新条例第2条の5第1項又は第2項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。